

加古川市斎場整備運営事業実施方針 新旧対照表（主なもの）

旧	新
第1 1～4（略） 5 選定事業者の収入 5.1 請負料 （ア）火葬炉設計・建設業務の支払い条件 設計・建設に関する支払いのうち、前金払及び部分払に関する事項については、<u>以下のとおりとします。</u> <u>（設計）：前払金なし、部分払1回（設計業務の完了後）</u> <u>（建設工事）：前払金3回（令和9年度1回、令和10年度1回、令和11年度1回）</u> <u>各年度の工期が90日以上で前払金を受けた場合、中間前金払あり。</u> <u>部分払7回以内（令和9年度1回、令和10年度3回、令和11年度3回）</u> <u>令和9年度、令和10年度の出来高は、対話・交渉による。</u> <u>令和9年度、令和10年度の支払限度額は、出来高に0.9を乗じた額とする。</u> <u>※中間前金払か部分払のいずれかを選択すること。なお、契約締結後の変更は認めない。</u> <u>※中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高精算に限り部分払を認める。</u> 5.2～5.3（略） 6 その他一般事項 6.1（略） 6.2 地元企業の活用等 （中略） ・本事業の実施にあたり、市内企業を提案事業者の構成企業として含めること 6.3（略） 第2 1～2（略） 3 事業者選定スケジュール 表2.4-1 事業者の選定手順	第1 1～4（略） 5 選定事業者の収入 5.1 請負料 （ア）火葬炉設計・建設業務の支払い条件 設計・建設に関する支払いのうち、前金払及び部分払に関する事項については、<u>募集要領等において示す。</u> 5.2～5.3（略） 6 その他一般事項 6.1（略） 6.2 地元企業の活用等 （中略） ・本事業の実施にあたり、市内企業を提案事業者の構成企業<u>又は協力企業</u>として含めること 6.3（略） 第2 1～2（略） 3 事業者選定スケジュール 表2.4-1 事業者の選定手順

日程	実施事項内容
令和6年11月 <u>上旬</u>	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
令和6年11月 <u>下旬</u>	現地見学会
令和6年12月 <u>上旬</u>	実施方針等に関する質問の受付期限
令和6年12月 <u>上旬</u>	実施方針等に関する質問の回答
令和 <u>6</u> 年12月 <u>中旬</u>	実施方針改定版 <u>及び要求水準書（案）改定版</u> の公表（※1）
令和7年2月上旬	募集要領等の公表
令和7年2月中旬	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の受付期限
令和7年2月下旬	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の回答
令和7年3月 <u>中旬</u>	参加表明書及び第一次審査書類の提出期限
令和7年3月中旬	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の受付期限
<u>令和7年3月下旬</u>	<u>資格審査結果の通知</u>
令和7年3月下旬	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の回答
<u>令和7年3月下旬</u>	<u>募集要領改定版の公表（※2）</u>
<u>令和7年4月上旬</u>	<u>参加資格がないと認めた理由説明の受付期限</u>
<u>令和7年4月中旬</u>	<u>参加資格要件を満たさないと判断した理由の回答</u>
令和7年5月 <u>上旬</u>	第二次審査書類の受付期限
（略）	（略）

（※1）実施方針等に関する質問回答の内容により実施方針等の改定を想定するが、必ずしも改定版を策定するとは限らない。

（※2）募集要領に関する質問回答及び個別対話の内容により募集要領の改定を想定するが、必ずしも改定版を策定するとは限らない。

4（略）

5 参加資格要件等

5.1（略）

5.2 参加資格要件

（ア）構成企業となる者に共通する要件

i～ix（略）

x.（中略）

なお、本事業に係る市の選定支援業務に関与した者は次のとおりである。

・国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

日程	実施事項内容
令和6年11月 <u>11日</u>	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
令和6年11月 <u>23日</u>	現地見学会
令和6年12月 <u>4日</u>	実施方針等に関する質問の受付期限
令和6年12月 <u>13日</u>	実施方針等に関する質問の回答
令和 <u>7</u> 年1月 <u>7日</u>	実施方針改定版の公表
令和7年2月上旬	募集要領等の公表
令和7年2月中旬	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の受付期限
令和7年2月下旬	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の回答
令和7年3月 <u>上旬</u>	参加表明書及び第一次審査書類の提出期限
<u>令和7年3月中旬</u>	<u>資格審査結果の通知</u>
令和7年3月中旬	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の受付期限
<u>（削除）</u>	
<u>令和7年3月中旬</u>	<u>参加資格がないと認めた理由説明の受付期限</u>
<u>令和7年3月下旬</u>	<u>参加資格要件を満たさないと判断した理由の回答</u>
令和7年3月下旬	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の回答
<u>（削除）</u>	
<u>（削除）</u>	
<u>（削除）</u>	
令和7年5月 <u>下旬</u>	第二次審査書類の受付期限
（略）	（略）

（削除）

（削除）

4（略）

5 参加資格要件等

5.1（略）

5.2 参加資格要件

（ア）構成企業となる者に共通する要件

i～ix（略）

x.（中略）

なお、本事業に係る市の選定支援業務に関与した者は次のとおりである。

・国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

・ 内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4 築地第一長岡ビル 1002

(イ) 火葬炉設備整備業務を行う者の要件

i. 参加表明書の提出期限において、令和 6～8 年度加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、機械器具設置工事で登録されていること。

ii～iv（略）

v. 直近 15 年以内に官公庁発注の事業で自ら製造した火葬炉を同一施設に一括で 8 基以上納入・設置した実績を有している者であること。

vi（略）

(ウ) 維持補修運営業務を行う者の要件

i. 参加表明書提出期限において、令和 6～7 年度加古川市入札参加資格者名簿（物品 役務）に登録されていること。

ii. 直近 15 年以内に同一施設で火葬炉 8 基以上の運営を行っており、かつ当該施設で 1 日 10 件以上の受入枠での運営を行った実績を有している者であること。

5.3（略）

5.4 その他参加資格に関する留意事項

(ア) 暴力団の排除に関する事項

事業者は、次の以下に示す事項のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、設計施工請負契約書及び基本協定書等に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。なお、下請契約等の相手方に対しても、この趣旨について周知すること。また、優先交渉権者が次の(i)から(v)のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約をしない。

i. 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員 又はその支店 若しくは 常時建設工事の請負 契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

・ はぜのき法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4 メトロシティ築地新富町 601 号

(イ) 火葬炉設備整備業務を行う者の要件

i. 参加表明書の提出期限において、令和 7～8 年度加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、機械器具設置工事で登録されていること。令和 7 年度の入札参加資格者名簿に登録されていない者は、令和 7 年度入札参加資格審査申請書（建設工事）を提出すること。また、優先交渉権者に決定した以降も業務期間を通じて名簿に登録されていること。なお、令和 7 年度の入札参加資格審査申請書の受付を以下のとおり実施する。

・ 申請期間：令和 7 年 1 月 6 日から同年 2 月 7 日（消印有効）

・ 提出先：加古川市総務部契約検査課

ii～iv（略）

v. 直近 15 年以内に官公庁発注の事業で自ら製造した火葬炉を同一施設に一括で 8 基以上納入・設置した実績を有している者であること。 なお、直近 15 年以内は、参加表明書提出期限を起算日とし、実績を有している者とは、納入・設置業務を完了した者とする。

vi（略）

(ウ) 運営業務を行う者の要件

i. 参加表明書提出期限において、令和 7 年度加古川市入札参加資格者名簿（物品・製造の請負・サービス） （以下「名簿」という。） に登録されていること。令和 7 年度の名簿に登録されていない者は、令和 7 年度入札参加資格審査申請書（物品・製造の請負・サービス）を提出すること。また、優先交渉権者に決定した以降も業務期間を通じて名簿に登録されていること。なお、令和 7 年度の入札参加資格審査申請書の受付を以下のとおり実施する。

・ 申請期間：令和 7 年 1 月 6 日から同年 2 月 7 日（消印有効）

・ 提出先：加古川市総務部契約検査課

ii. 直近 15 年以内に同一施設で火葬炉 8 基以上の運営を行っており、かつ当該施設で 1 日 10 件以上の受入枠での運営を行った実績を有している者であること。 なお、直近 15 年以内は、参加表明書提出期限を起算日とし、実績を有している者とは、1 年以上の運営を行った者とする。

5.3（略）

5.4 その他参加資格に関する留意事項

(ア) 暴力団の排除に関する事項

事業者は、次の以下に示す事項のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、設計施工請負契約書及び基本協定書等に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。なお、下請契約等の相手方に対しても、この趣旨について周知すること。また、優先交渉権者が次の(i)から(v)のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約をしない。

i. 役員等（事業者が個人である場合にはその者 その他経営に実質的に関与している者 を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店 又は 契約を締結する事務所の代表者 その他経営に実質的に関与している者 をいう。以下同じ。）が 暴力団

<u>3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u> <u>ii. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u> <u>iii. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u> <u>iv. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u> v～vii（略） 第3～第5（略） 資料1～5（略） 資料6 （1階平面図中）<u>排ガス処理設備</u>取替 資料7 （2階平面図中）排ガス冷却設備取替	<u>（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であると認められるとき。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u> <u>（削除）</u> <u>ii. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u> <u>iii. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u> <u>iv. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u> v～vii（略） 第3～第5（略） 資料1～5（略） 資料6 （1階平面図中）<u>集塵設備</u>取替 資料7 （2階平面図中）排ガス冷却・<u>処理</u>設備取替
--	--